

令和5年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

令和5年6月16日（金曜日）

議事日程第2号

令和5年6月16日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 一般質問
- 第3 常任委員会の閉会中の継続審査について
- 第4 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（12人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一人	3番 奈良聡子
4番 芦崎達美	5番 水木壽保	6番 菊地薫
7番 腰山良悦	8番 見上政子	9番 須藤正人
10番 門脇直樹	11番 山本優人	12番 皆川鉄也

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長 堀内満也	副町長 田村正
教育長 鈴木洋一	総務課長 和平勇人
税務会計課長 成田拓也	企画財政課長 高杉泰治
福祉保健課長 石上義久	教育次長 山本節雄
学校教育課長 山内章	産業振興課長 山本望
農林振興課長 堀内和人	建設課長 浅田善孝
農業委員会事務局長 内山直光	生涯学習課長 今井利宏
あきた白神体験センター所長 菊地俊平	防災まちづくり室長 工藤善美

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木高	議会事務局庶務係長 須藤佳奈子
-------------	-----------------

---

午前10時00分 開 議

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

傍聴者の皆さんには、朝早くからご苦勞様でございます。どうかよろしくお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、2番伊藤一八君、3番奈良聡子さん、4番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） おはようございます。

傍聴の皆様におかれましては、お足下の悪い中、ご苦勞様でございます。

議席番号1番笠原吉範です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず1問目は、人手不足対策についてであります。

町では、少子高齢化に伴う人口減少により、人手不足が深刻な問題となっております。中でも基幹産業である農林漁業は深刻で、規模縮小を余儀なくされた方もいます。

その対策の一つとして、町職員の副業を解禁してはいかがでしょうか。地方公務員法38条により、営利企業等の従事制限はありますが、任命権者、つまり町長の許可があれば可能となります。役場は町で最も人数が多く、若い職場であり、民間に比べると休日も多くとれます。他自治体の例を挙げると、兵庫県丹波篠山市では黒枝豆、山の芋、丹波栗、米を対象に、和歌山県有田市ではミカン、弘前市ではリンゴ、山形市ではサクランボなど、10を超える自治体が副業を許可しています。6月14日の報道によると、湯沢市では、この15日から職員がサクランボの収穫に従事できるようになり、10人前後が意向を示しているそうです。

また、外国人労働者を受け入れることも一つの対策法と考えます。日本の農林漁業の技術は、アジア諸国の中でも群を抜いており、日本で学びたいと考えている若者が多くいると聞きます。農林漁業の就労を可能にする在留資格は複数ありますが、農林漁業に従事している外国人労働者のほとんどが技能実習の資格となっております。日本で働く

外国人労働者数は、令和4年度で182万2,725人で、うち技能実習制度は32万4,940人です。農業では3万1,194人、漁業では3,574人の方が就労しています。特に農業分野における外国人労働者は、この5年間で2倍に増加しております。受け入れには宿泊施設や言葉の問題、受け入れの手続きなど数多くのハードルがありますが、農林漁業者は高齢化が進んでおり、個人での受け入れは困難であると考えます。町が橋渡しをし、外国人労働者の受け入れを検討してはいかがでしょうか。

次に、2問目です。空き家の活用についてです。

町にある空き家は、令和2年度の調査でAランクが275棟、Bランクが149棟、Cランクが53棟、Dランクが30棟、判定不能が9棟で、合計516棟あります。調査から3年経過していますので、現在はそれより増えているものと考えられます。所有者は、「売りたい」、「貸したい」だけではなく、「どうしたらいいのかわからない」、「何から手を付けていいのかわからない」、「相続で困っている」、「片づけたいけど自分では難しい」など、数々の悩みを持っているようです。

東京都港区に「空き家活用株式会社」というのがあります。そこでは、地方自治体と連携協定により、様々な空き家対策に取り組んでいます。2021年には東京都世田谷区と連携した世田谷空き家活用ナビ、2020年9月には北海道栗山町と連携した栗山町アキカツカウンター、2022年1月に大阪府生野区と連携したいくのアキカツカウンター、2023年6月に長野県根羽村と連携した根羽村アキカツカウンターなどの事例があります。

八峰町も「空き家活用株式会社」と連携協定を結び、空き家の活用や対策に取り組むべきと考えますが、町長の考えを伺います。

以上2問、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

堀内町長。

○町長（堀内満也君） おはようございます。笠原議員のご質問にお答えいたします。

最初に、人手不足対策についてであります。

八峰町では、人口減少や少子高齢化により、基幹産業である農林漁業だけでなく、様々な産業においても人手不足が発生しているところであり、この対策は大変重要であると認識しております。

こうした中、国や県では、農業分野において、ロボット技術やICTを活用するスマート農業や農業DXを進めているほか、農地の集約や大規模化を行うとともに、経営

体の法人化を推進するなどの対策を実施しているところであります。

また、町においては、テレワークが主流の業種の方をターゲットに、農業を手伝いながら本業を行う「半農半X」事業を今年度も実施することとしております。

一方で、職員の副業については、これまでも町の規則に基づき、家業における農業への従事等を許可しているところでありますが、山形県や弘前市ではサクランボやリンゴの収穫期に副業を認めている事例があると聞いており、今後、町内におけるニーズの把握や条件等を調査し、その可能性を検討してまいります。

また、町内における外国人の受け入れにつきましては、現在、縫製会社や特別養護老人ホーム等で従事しており、以前にはJAにおいても受け入れしていたと聞いております。

今後は、町内の農林漁業者等との意見交換を行い状況の把握に努めるとともに、技能実習制度の見直しなど、国の動向を注視しながら、町としてどのような支援ができるのか検討を進め、町内事業者の人手不足の解消に努めてまいります。

次に、空き家の活用についてであります。

空き家は、極端な人口減少や少子高齢化の進行により増加傾向にあり、防災面や安全面、環境衛生面などの観点から地域住民の生活に部分的に悪影響を及ぼしていると認識しております。

このため、町では、解体する空き家に対し、その費用を一部補助する「安心安全なまちづくり推進事業」を実施しており、利用者からは概ね好評をいただいているところであります。

また、空き家の利活用としましては、空き家の一部をリノベーションし、移住者向けに貸し出す「定住促進用空き家活用住宅事業」を実施しているほか、相談者には、賃貸・売却などのマッチングを行うための「空き家情報室」への登録も紹介しております。

一方で、国の「空き家対策の推進に関する特別措置法」の一部改正により、適切に管理されていない「特定空き家」や、その予備軍である「管理不全空き家」に認定されると固定資産税の負担が軽減される特例措置がなくなることを踏まえると、今後、相談件数は多くなることが予想されることから、これまでの事業の周知だけでなく、新たな取り組みも必要と考えております。

こうしたことから、議員ご提案の「空き家活用株式会社」との連携協定などを含め、民泊や介護施設等での利用など、空き家に対する新しい利活用モデルのあり方などを幅

広く研究してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、1問目の人手不足対策について、再質問ありませんか。  
1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 全ての質問が検討していただけるということで、あまりそれ以上言うことなくなってしまうんですけども、まずは町長から今、半農半Xの話が出ました。半農半X、去年の実績分かりましたら、担当課長で構わないので教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内農林振興課長。

○農林振興課長（堀内和人君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

去年、おととしと県と実施しまして、去年、おととしの実績、2年間通して13名が来ています。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 13人、2年間で13人ということで、まあないよりはあった方がいいかなというぐらいの数字であります。正直、私も農業者の一人としてそう思います。

まあ先ほど来、私が言ったように、職員の副業を許可している自治体が続々と出てきております。もちろん副業許可したからといって強制するわけではありません。やはり事業者と職員との話し合いの中でもたれるべきものだと思っています。まあ副業はあくまでも、ほかの例を見ますと、地場産業の保護や地域貢献に繋がる活動でなければいけないということがうたわれております。そして、また、何といいますか、民間の仕事を体験することで職員の意識改革にも繋がるものと私は思っております。そういう意味では、早急にその副業を解禁していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 笠原議員のご質問にお答えいたします。

昨日、おとといの新聞にもありましたけども、湯沢市におけるサクランボの収穫の手伝いを市役所職員がしていると、するといった記事もございました。いずれ全国的にも、先ほど私答えましたけども、弘前市、あるいは山形市においても同様の事例もございますので、八峰町内のその農業従事者の意見聞きながら、どのぐらいのニーズがあるか、そういったところをしっかりと調査した上で、早急に実施したいことはありますけど

も、その辺のニーズ調査をしっかりとした上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに再質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） 先日、まあ2 週間ぐらい前ですかね、夕方のNHKの番組で、農業の人手不足ということを取り上げた番組がございました。JAが農業者にどのくらいパートの方が必要かっていうアンケートを取ったところ、280人必要だということで、JAが先に立って募集したら80人が来たということで、まだまだ足りない。そこで、ある農業法人が田植えができないと、人手不足で田植えができないということで、JAの職員が勤務時間中にその田植えを手伝ってる姿が映像として映っておりました。女子職員が苗を田植機にこう渡している、そういう番組がありました。だから八峰町のみならず、もう全国的に人手不足というのが本当に真剣な問題でありまして、是非ですね、その職員の皆さんの副業を解禁していただきたいと思います。

それとあと、次に外国人労働者の受け入れについてですが、先ほど私が話したように、この5年間で倍になっているわけです。農業に従事している外国人労働者。で、私もどうしたら外国人労働者の受け入れができるのかなということをちょっと調べてみたんですが、ちょっとネットでダウンロードしたりして調べてみたんですが、これだけの分厚いんですよ。で、私も一通り目通しましたが、よく理解できないことも非常に多い。これを農業者個人で、漁業者個人でこれを理解して手続きをしろといっても、かなり困難なわけです。ですから、やはりそこは町が音頭を取ってやるべきではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの1 番議員の再質問に対し、答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 改めてご質問にお答えいたします。

いずれ外国人の受け入れにつきましては、なかなか町としてできることってというのは限られているといったところが現実でございます。いずれその事業者に対しまして、こういった制度のあり方っていうのをしっかりと周知していくってことは必要と考えますし、町でもそれはできるというところを考えておりますので、いずれその事業者、あるいは商工会、そういったところとしっかりと連携して、事業者に対して改めて周知等してまいりたいと考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1 番議員、ほかに質問ございませんか。1 番笠原吉範君。

○1 番（笠原吉範君） いずれ規模を縮小している農業者もいるわけです。面積を減らしたりですね。深刻な問題である、基幹産業が駄目になっていく、人手不足で。ありとあ

らゆる手段を講じなければいけないと私は思っております。まあそういう面で、まあ職員の副業と外国人労働者といった例を私が質問してるわけですが、それ以外にもまだ様々な考えがあるのではないかなと思いますので、ひとつその町の基幹産業である農林漁業が駄目になっていくんだと、人手不足で、そういう認識を当局も十分に持っていていただいて検討に入っていただきたいということを申し上げて、1問目は終わりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、2問目の空き家活用について、再質問ありませんか。

1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 先ほど町長の答弁で、町が今行っている空き家に対する対策を色々聞かせていただきました。先ほど来言ったようにもう、二、三日前の北羽にも出てきましたけども、能代市でも空き家の数がもう増えて大変だといったのがもう一面に載っております。このまま放置しておきますと、どんどん増えていく一方です、と思います。子どもが首都圏に出て行って帰ってこない。お父さん、お母さんが施設に入ると空き家になる。そういった事例が時が経つにつれて増えていくものだというふうに認識しております。ですから、それに対応するには役場職員の皆さんが大変だと思うんですよ、その対策を担うのは。ですから、この会社が、私が申し上げたこの空き家活用株式会社が、まあまあ民間の会社でありますので、どっかからその利益は得ているはずなんですけども、ちょっとそこら辺ちょっといろいろ調べたんですが、そこにまだ至っておりませんが、少しやっぱり、やはり民間の手を借りても対策をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。で、役場の中にそういうこう相談窓口を設けるといのが、この会社のやり方のようにあります。ひとつ、おそらく町長もネットで見たんじゃないかなと思います。民間の手を借りるのも一つの方法だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） お答えいたします。

正にですね役場職員もご承知のとおり、そんなに人数が多いわけではなく、空き家以外の仕事も皆さんしているところでございます。そうした中で、こうした民間の力をお借りして空き家対策をするっていうのは非常に重要なことだというふうに私も認識しておりますので、先ほどもお答えいたしましたけども、こういった会社との連携を含めて様々な手法を今後考えていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 1番議員、ほかに再質問ございませんか。1番笠原吉範君。

○1番（笠原吉範君） 全て検討していただけるという回答なので、これ以上言うことはありませんけども、いずれ少子高齢化、人口減で、人手不足と空き家問題っていうのはもう全国的な問題であります。これを突破するにはやっぱりかなりのエネルギーが必要かと思えますけども、町長の若い力で是非この問題に取り組んでいただきたいというふうに思っております。検討するという回答でしたので、検討を重ねて実行していただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（皆川鉄也君） これで1番議員の一般質問を終了します。

次に、11番議員の一般質問を許します。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 皆さんおはようございます。

議席番号11番山本です。通告に基づき、一般質問いたします。

漁業担い手、漁業振興についてであります。

安倍政権が平成30年に70年ぶりに漁業法の改正をいたしました。資源の枯渇などで水産業が低迷する中、資源管理を強化し、養殖などで企業の新規参入を促すなどして漁業の成長、産業化に繋げることが目的であります。

今回、なぜ漁業法などを大幅に改正する必要があったのか。その背景には、漁獲量の減少と担い手不足があります。漁業者の減少も深刻であります。国内の漁業者の数は現在15万人と、この10年で7万人減少し、平均年齢も57歳と高齢化が進んでおります。八峰町はそれ以上であります。今後も漁業者の数が減ることが予想され、漁場の有効利用という面でも懸念が広まっております。将来にわたって安定的に消費者に水産物を供給するためには、国内での水揚げ増加と意欲のある漁業者の確保が不可欠だからです。これまで全体で獲る量を決め、あとは自由競争に任せていた規制を、今後は船ごとに数量を割り当て、それぞれの水揚げ量を厳しく監視します。そのかわり、船の大きさなどの規制を廃止し、今後は自由に船の能力を高め、効率の良い漁業を目指していきます。

さらに、養殖においては、漁場と漁協が優先的に利用できる人員を廃止し、企業なども容易に参入できるようにしました。法律では、大型船が操業する沖合と小型船が多数操業する沿岸漁業に分け、それぞれ船ごとに漁獲枠の配分を行うことになっています。

今回の法律は、漁協に優先的に与えられてきた順位を廃止し、漁場を適正かつ有効に利用していなかった場合、地域の発展に寄与すると認められた企業などにも都道府県知

事の判断で免許を与えることができるようになりました。高齢化などで使われてない漁場が増えてきている現状を考えると、新たな参入者を確保することは重要であります。

町としても漁場の有効利用で水揚げを増やし、漁場の担い手を増やせるのかが当町の水産政策の課題であります。残念ながら、漁協は漁業後継者不足と嘆きながら、既存の漁業者の無理解により新規の漁業許可の同意に努力しない漁協の体制、自己權益を守ろうとする既存漁業者の対応には問題があると言わざるを得ません。このため、漁業者が減る一方であるし、新規の許可漁業を認めない体制が町の漁業、漁協を衰退させてきた一因です。県も町も漁業政策の推進指導役割の立場から、広い漁場を全く活用しない、生かされていないならば、新規の漁業許可を伴った参入を漁協に求め、既存の漁場が適正に活用・運用し、漁業生産量の増加、担い手の参入が見込まれる取り組みが必要と考えるものです。

そのため、今までの新規漁業者の受け入れ状況、漁港係船の状況、共同漁業権、峰浜地域海面の漁場の有効利用の状況、増養殖事業への取り組み支援の状況など、その対応を、そして指導を問うものであります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、八峰町はこれまで、県北最大の漁業基地を有する漁業の町として栄えてまいりましたが、近年は、資源の減少や漁業従事者の高齢化、後継者問題に加え、原油価格の高騰や魚価の低迷など、漁業を取り巻く環境は大変厳しいものとなっており、私としても、町の基幹産業である漁業の将来について危機感を抱いているところであります。

こうした中、平成30年の漁業法の改正においては、既存の漁業権がない場合でも、地域水産業の発展に最も寄与するものに免許を与える制度となり、これは、漁場の有効利用を目的とした、新たな漁業者が参入しやすい制度となったものと理解しております。

現在、北部地区の漁業権の設定については、全て知事から各漁協に与えられていると伺っており、実際に新規漁業者が参入する場合は、既存漁業者等で組織する北部地区運営委員会を経て、秋田県漁業協同組合理事会において承認されることが必要となっているところであります。

具体の北部支所における新規漁業者の受け入れ状況についてであります。令和2年度では5名、令和3年度では2名、令和4年度では1名の新規希望者に対し、全ての希望者が認められており、過去3年間では、漁業への就業に関して不許可となった事例はなかったと伺っております。

また、令和5年4月1日時点での准組合員を含む組合員数は、八森地区では92組合員、岩館地区では69組合員となっているほか、北部支所における令和4年3月31日時点の登録漁船数は、八森地区では92隻、岩館地区では56隻となっております。

次に、共同漁業権の有効利用における峰浜地区漁場の状況についてであります。峰浜漁協の組合員数は准組合員を含め、現在28組合員であり、この漁業権は峰浜漁協に与えられております。

今後は、令和6年1月1日に漁業権の一斉切り替えが行われることから、前述の漁場の適切かつ有効に活用されているかの判断については、その際、県において審査されることになると認識しております。

また、増養殖事業への取り組み支援の状況についてであります。県では、漁港内静穏域を活用した養殖技術の開発や新たに畜養殖に取り組む漁業者を支援する「秋田版畜養殖フロンティア事業」を行っているほか、町においても「つくり育てる漁業推進事業補助金」等により支援しているところであります。

今後、国や県と連携しながら、養殖事業に参入しやすい環境を整え、漁業経営の安定化や所得向上、後継者不足対策等に繋がるよう、取り組みを強化してまいります。

いずれにいたしましても、議員ご指摘の新たな漁業参入者の確保については、町として漁業権の許可等に権限はありませんが、本町の基幹産業の一つである漁業の発展に向け、漁業者や関係機関等と協議しながら、新たな漁業者が参入しやすい環境づくりに一層取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、漁業担い手、漁業振興についての再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ模範的な回答であります。あまり深く実態を分かってないなど。まあ新規の組合員になったっていうのは5人に、2人に1人というふうに、組合員は若干増えてるんだらう、まあ新しい人ね。でもそれはほとんどが多分、乗組員というか、底引き船の乗組員だと思うわけですよ。で、本来、私が言う新規漁業者ってい

うのは、県知事許可を持った漁業と、それが我々、我々っていう、まあ私、もともと漁協職員だったのでそういう言い方なるんですが、まあ漁業許可を持って操業するっていうことが漁業を営むということとイコールという認識だわけですよ。底引き船の乗組員っていうのは、嫌いになったり、私嫌だとすれば、すぐ明日にでも辞めることできるんですよ。ですから、専門でないっていうか、まあ単に雇われ人という認識だわけです。で、漁業を営むということは秋田県の知事許可というものが必要で、それさえあれば何とか今まで飯を食える、例えば皆さん分かるかどうか分かりませんが、メバルの刺し網、テリって言いますけども、それからキスのこぎ刺し、それからカレイの刺し網等もあるわけですけども、まああとマダイのこぎ刺し網というふうなものがありますけど、こういう許可をもらって初めて専門漁業者ということになるわけですが、残念ながらこれの許可をもらって組合員になったっていう漁業者は今まで、私が覚えてる限り10年間で1人もいないわけ。

で、いないということはなぜかということですが、そこには、まあ先ほどの私の質問の中にも言いましたけども、漁協の運営で委員会があつてですね、その既存漁業者の同意がなければ新規の漁業の参入を認めないというふうな屁理屈があるわけですね。だから、まあ新しい漁業者を受け入れたくないというこぼみで、まずそのなってきたこの10年間1人もその専門漁業者が生まれてこない。減るのは当たり前のことなんですね、こういうことばかりしてると。ですから、ここはですね、やはり今までそういうふうなことをやって、明日から変えれと言ってもですね現状の体質では変わらないので、それは町長が指導力をもってですね、何とかこれ、運営委員会に聞いてもらって、そこを何とか若い人でも漁業の許可を与えるようにしてもらえないかと。意識改革をしてもらいたいと思うんですが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめにですね、私、先ほど答弁の中で、令和2年から令和4年までの新規漁業者のお話をしたところでございますけども、その詳細な内訳まではちょっと把握してなかったものですから、それが乗組員だとか、あるいは本当に許可を受けて専門でやる方なのかっていうところまでは把握してなかったものですから、改めてそこをしっかりと調査してまいりたいというふうに考えております。

いずれその先ほどの答弁の中でも申し上げましたけども、この漁業に関しては八峰町の非常に重要な基幹産業でありますので、いずれこの基幹産業をですね、さらに発展させていくためにも、町としてやられることを今後もしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） まあ何とかその委員会にですね出て、説得してもらいたい。で、まあその辺もってお願いしますよ。

それと、まあ例として一つ挙げますが、今、キスこぎ刺し網という操業をした船がですね操業やめて、まあ空船というか休んでる船があるんですよ。その船を買い取って漁業をしたいというふうな申し出があったそうなんです。ところがやはり既存漁業者のキスのこぎ刺し網漁業者が反対したために、それを叶えられなかった。もしそれが叶えられていればですね、漁船、使っていない空船、ただ係留してるだけの船の再活用と、新規の漁業の許可をもらって一人前の専業漁業者が生まれた可能性あるわけですよ。で、それが、そういうふうなことが今後やっぱり必要なわけですから、そういうふうな事例をですね二度と出ないように、やっぱり欲しい漁業者がいたらですね与えられてほしいと。昔はキスのこぎ刺し網の許可するだけでも10隻ぐらいあったんですよ。今たった、多分操業してるのは1隻程度だと思うんですよ。だから1艘、2艘増えても何ら関係ないですね。

ということで、それともう一つはですね、今現在、底引き船が、まあ八森の例ですけども、底引き船が3艘、刺し網程度の船が6艘、あと釣り船っていうか一本釣り船が12隻程度の入港だったんですけども、昔はですね底引き船だけで7艘、で、刺し網という船が16隻ぐらい、あと一本釣り船が33隻と、すごい数いてあった。あそこ現状ね。ところが、その半分しかない今現状でスカスカの状態、隣の漁協の船を入れてほしいと、入港させてほしいということを言われたら、駄目ですと言われた。こういう使い方ではですね、やはりせっかく隣の峰浜漁協の船を係留させて有効利用できるチャンスなのに、それすらも許さねえ、この地元北部の体質、これがですね非常に問題あるのではないかと。ですから、まあそういうふうなことがもし許されればですね、峰浜漁協との交流っていうか、まあ融和っていうか、そういうふうなことも考えられるわけですよ。ですから、今後その峰浜漁協との融和も図られれば、共同漁業権という問題があるんですけども、まあ共同漁業権というのは秋田県漁協と峰浜漁協と浅内漁協だな、もう一つあったよな、

八竜漁協、ああ4つあるんですけども、まあとりあえず峰浜は町内なので、まあ有効利用が、漁場を有効利用するためにですね、峰浜の方はせいぜい漁業者が二、三人しかいないんですね。ところが八森の方では船外機を使った刺し網の漁業者が何人もいますから、もし有効利用できるのであれば、八森地区の漁業者が峰浜地先の方にまで行って刺し網刺すことができるんですね。で、その辺のお願い、調整っていうものを今まで漁協単位でやってきてないわけですよ。ですから、その辺もまあ同じ町内としてどうなのかと。一種漁業は無理だけでも刺し網漁業ぐらいは、有効利用という面では一つも使っていないと、そういうふうに言い切れるわけですね。ですから、その辺についても、これはなかなか漁協のね漁業者同士の話では解決できないんですよ。ですから、その先ほどの漁業許可に対する委員会のお願いと、峰浜漁協との調整、この2点について町長から、どうしてくれるのか、何とか返答ください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 非常に難しい課題だなというふうに率直に考えております。正直言って、町としての立場としてどのくらいのことができるか、正直現時点ではまだ私も分かりませんが、まずはですね、この平成30年の漁業法の改正、その目的がやはり漁業者の所得向上であったり、あるいは年齢バランスのとれた漁業就業構造の確立、そういったものが主な目的であると思っておりますので、まずはその法律の趣旨をですね漁業者の皆様、あるいは漁協の皆様になら説明することは町としてはできるかなというところでございます。

正直言って、まあ繰り返しになりますけども、その峰浜漁場の有効活用、あるいは今後のところっていうところはですね、町として正直言ってどのくらいできるか分かりませんが、やれる範囲でしっかりと取り組ませていただいて、ひいては、この基幹産業であります漁業の発展に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、再質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） いや、まあもちろんそれはやれということではないですよ。それは強制はできないわけ。ただ、その機会を求めてつくってもらって、そこでお願いしてみる。まあ説明する必要がある、まあ指導力を発揮してほしいということですよ。そうではないとね、なかなかその機会、まあこれは逆に言うと、漁協の執行部の方からむしろお願いされてるんですよ。なかなか中でぐちゃぐちゃして難しいと。ですから、まあ町か

ら何とかこう説得してもらえないかというふうな話があるわけですね。ですからそれを是非お願いしたい。いかがでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） すいません、繰り返しになるかもしれませんが、町としてできることであれば当然やらさせていただきますけども、現時点でですね、そしてまたこの議場の場でなかなかいい答弁にはならないかもしれませんが、そうした場をまずつくることは可能かどうか、そういったところからまずしっかりと検討させていただいて、まあ議員のこう思うようなことになるかどうか分かりませんが、まあ先ほど繰り返しになりますけども、その法律の内容だったり、その町の現状っていうところをですね皆様方に関係者にですね説明して、そういった場をつくれるような形になるようにしっかりと努力してまいりたいというところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに質問ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 町単独でやれということでもないんですよ。例えば明日のこれからの資産を考えるとということで、例えば議員の教産建も一緒になって漁協の幹部と話し合えというふうなこともあってもいいだろうしですね、別に町長一人で行って乗り込んで説得へと言ってるわけではない。まあそういうことで理解してください。まあそれ何とかね、課長お願いします。

もう一つ、まあ養殖のことですけどもね、なぜ養殖のこと言わなければならないのかなということですけど、彼ら今、八水株式会社ですが、底引き船のここ二、三年の、ここ二、三年っていうか近年の出漁日数が、昔、110から120日ぐらいだったんですね。ところが、ここ数年、95日台の日数だわけですよ。で、まあ我々、私がまだいた頃とほとんど変わってないんですが、底引きの1日の採算ラインっていうのは30万という、まあ水揚げ金額ですね。それで勘定すると3,300万から3,600万の範囲がまずボーダーラインということなんです。ところが95日になると2,800何ぼになるの、50万になるわけですから、約500万ぐらい足りなくなるんですね。だとすると、やはり返済とかそういう、まあいろいろな間に合わない状況なっていくと。ですから、これを何とかするっていうても天候には勝てないわけで、だったら、まあこれで養殖で何とかその補填分をお願いしたいということが物事の発展、発達、八水だったんですが、まあそれについて私は非常にいいなと。今で言う二刀流だわけですね、養殖と漁船漁業と。これについてですね、

積極的にやはり進めていかなければいけないなど。船も減ってですね、まあそういう補填する代替漁業みたいなものがもし可能だったらどんどん進める。で、なおかつ別に有効、漁場の有効利用するためにはですね、まあよそからでもいい参入してもらって、あそこでまた養殖の拡大する漁業者がいてもいいわけですね。それで八峰町の税収が入ったり、水揚げの金額が上がったりする、それに越したことはないわけです。ですから、その辺を是非進めてもらいたいものだと思います。

それと、まあこれ今日、私朝間に見たんですが、秋田県でですね養殖事業の提案出てるんですね、3,000万の予算で。プロポーザル。これは秋田県の8漁港ですね、漁港の中で養殖の可能性の調査、3,000万予算、プロポーザル。まあ明日だかな、今日が期限らしいけども。まあこういうふうに秋田県も頑張ってるわけで、是非八峰町もですね、この養殖事業というものに対してチャンスがあったらどんどんやらせてもらいたい。

で、なおかつ、今もう一つ、岩館漁港の中に栽培協会の施設、まあ今現在、ヒラメの中間育成やってますけども、あれたった2カ月しか使ってないんですよ。で、あとの8カ月、ひとつも使ってない。で、今、養殖可能性があるというのは、ギバサ、サーモン、この使ってねえ期間でできるわけですね。ギバサも秋から、5月なればもう刈り採るって、1年です。まあ1年というか半年ぐらいです。サーモンも12月に出る、4月、5月、6月。空いてる時間に使えるわけですね。もしかしたら陸上に養殖、あれ半年間で可能性があるわけですね。ああいうふうな使い方も私はいいいんじゃないかなと思うわけですね。で、あそこの協会の施設に関してはですね、私、昨年、一昨年でしたか、協会の職員に聞いたら、いいですよと。まあ内々ですけども、是非有効利用するんだったら正式に協議してもいいですよという話はしております。ですから、まあそういうふうな、やる人の問題ありますけども、そういうふうなチャンスもあるんだということで理解ください。それについていろいろ話しましたが、回答を求めます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まずはじめに、先ほどのですね漁協との協議の場ですけども、まずその漁協含めて関係機関とのですね、そういった協議の場をつくることは可能かというふうに考えておりますので、早い時期にそういった場をつくれるように、まずは進めてまいりたいというふうに考えております。

そしてもう一点の養殖に関しましては、まあ現在ご承知のとおり、今、サーモン養殖

を進めているところでございますけども、それで満足することなく、新たに漁種等についてもいろいろと試験的に進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。町としましても、今後も引き続き県としっかりと連携しながら、新たな漁種、あるいは生産の拡大、そういったことに向けてしっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 11番議員、ほかに再質問ございませんか。

○11番（山本優人君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで11番議員の一般質問を終了いたします。

休憩いたします。11時より再開いたします。

午前10時53分 休 憩

.....  
午前11時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番議員の一般質問を許します。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 3番奈良聡子です。通告に従いまして、一般質問を行います。

本日は、交流人口と関係人口増加への取り組み、そして観光について伺います。

今年のゴールデンウィークは、コロナ禍で抑えられていたエネルギーが爆発したかのように、どこの行楽地も人でいっぱいだったようです。八峰町も久しぶりに大勢の観光客でにぎわいましたが、中でも最近オープンしたばかりの漁業者と農家等が共同経営する地物海鮮丼の店「どはち」と、山本酒造の実験的カフェ「LABO and CAFE YAMAMOTO」は、開店早々、行列ができるほどの大人気でした。さらに今後の動きとして、老朽化による修繕費の増大から、長年の利用者に惜しまれながら昨年閉館した湯っこランドのサウナへのリノベーション計画があります。まさか解体目前だった町の施設が若い民間人の力でよみがえることになろうとは、誰も想像していなかったのではないのでしょうか。サウナは今、空前のブームに湧いていますが、一時的な流行にとどまらず、キャンプのように文化として定着する可能性を秘めており、新たな観光ニーズの掘り起こしに繋がるのではないかと大いに期待しているところであります。斯様に、ここ最近の町内の若手経営者による新規業態への挑戦は目覚ましく、サーモン養殖を含め、かつてないほど八峰町への世間の注目が集まっており、人口減少の先端をゆく本町に希望をもたらしてくれていると思います。

今述べたこれらの店舗や施設は、非常に魅力的で集客力のある観光資源であり、交流人口・関係人口が増加する機会を提供し得るものと思います。しかしながら、町内の宿泊施設と移動手段の選択肢が少ないため、その機会を生かし切れず、経済波及効果も限定的なものにとどまることが考えられます。せっかくの若者の意欲的な試みを支える観光インフラが現状では十分とは言えません。

御所の台エリア再開発構想には、リゾートホテルを整備・誘致する案も浮上しておりますが、それほど豪華で大きな規模でなくとも、個性的でオーナーのこだわりのある小さな宿がたくさんあることも町の魅力を高め、観光客の旅心を刺激するのではないかと思います。既存の宿泊施設だけではなく、地元の日常を体験したい外国人観光客等には空き部屋を活用した民泊も人気があり、ニーズは多様化しています。

交流人口・関係人口と観光は関連しており、定住・移住振興にも少なからず影響があると私は考えますが、交流・関係人口への取り組みと、多様化する観光ニーズにどのように対応していくのか、町長の見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 奈良議員のご質問にお答えいたします。

観光分野については、コロナ禍を契機として密を避ける傾向が強まっており、団体旅行から少人数旅行への変化や、主要観光地から地方観光地への分散の動きが顕著に現れております。また、入国規制緩和によるインバウンド需要の回復や、テレワークの普及等により地域に縛られない働き方が推進されたこともあり、地方を訪れる理由も多様化しております。

能代山本エリア内においても、インバウンドDMOによる海外旅行会社向けの商品開発ツアーが実施されるなど、アフターコロナを見据えた取り組みがスタートしており、これらのツアー等を通じて、本町の留山や三十釜、はちもり観光市等にも、国内外から観光客が訪れております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、八峰町では滞在型観光を推進していくための受け入れ体制が十分ではなく、世界自然遺産「白神山地」をはじめとする豊かな自然資源を生かした魅力的な体験・交流メニューの開発や、外国人観光客等に人気のある多様性の高い宿泊施設の整備に加え、効率的に観光ポイントを回るための移動手段の確保等が急務となっております。

今後、町といたしましては、既存観光資源の磨き上げを行っていくとともに、対外的に知名度の高いサーモン養殖事業や、旧湯っこランドを利活用するリノベーション事業、今年3月にオープンした日本酒の醸造所を併設したカフェなど、地元の若者や民間事業者等が取り組む新規事業を支援しながら、魅力的な観光コンテンツの開発に努めてまいります。

また、宿泊施設の整備については、コロナ禍により令和2年度から宿泊客の受け入れを停止していた夕映の館や漁火の館の営業を再開させることで、多様化する宿泊ニーズに対応してまいりたいと考えております。

なお、両施設については、現在、宿泊再開に向けた準備を進めており、本議会で提案した予算の中で必要な修繕等を行い、施設環境が整い次第、速やかに宿泊客の受け入れを再開することとしております。

併せて、外国人観光客の受け入れに必要な施設内の多言語表記や、Wi-Fi環境の整備等については、今後、インバウンドDMOや観光協会等と連携しながら検討を進めてまいります。

さらに、移動手段の確保については、複数の移動手段を用意することは難しい状況にありますが、令和4年から運用を開始しているデマンドタクシーを活用した周遊観光の可能性等を含め、観光客にとって快適かつ利便性の高い移動手段を提供できるよう検討してまいりたいと考えています。

加えて、現在、町では、北東北を代表する魅力ある観光地を目指し、道の駅移転計画や既存観光施設の連携、民間事業者の進出等を盛り込んだ「御所の台エリア再構築構想」の策定を進めており、今後、この構想を実現させることで、多様化する観光ニーズに対応してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、交流・関係人口増加の取り組みと観光について、再質問ありませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） さすがに最近の観光のトレンドをよく把握しての答弁だったと思います。おっしゃってくれたことを全て実現すれば、おそらく八峰町の観光地として魅力は多分飛躍的に高まっていくんであろうと思います。

それで、まず最初に交流人口と関係人口について伺います。

交流人口というのは、観光以外にも仕事とかレジャー、あと買い物、通院など日常の

様々なレベルでその地域を訪れる不特定多数の人口と言えると思いますが、この学校であるとか会社とか病院、まあこのような社会資本と言えるもの、あるいは商業施設、こういったものの社会の供給量にある程度比例して増えていくものと考えます。しかしながら、その地域社会との関わり方としては表面的なものであらうと思います。しかし、関係人口というのは交流以上定住未満と言われるように、地域との関わり方が深くなります。そこが好きだから何かお手伝いしたい。例えば、白瀑のみこしの滝浴びの担い手が少ないから、その時は手伝いに来ますよとか、そういう方たちを関係人口と呼ぶわけですが、そういった、先ほど来質問にありましたように、地域の人手不足であるとか、そのような地域課題の解決に繋がる場合もあります。この関係人口を増やすには、黙ってても増えないわけですね。行政が主体となって長期的に取り組んでいかなければ、なかなか増えていかないものと思います。

鹿角市では、ご存じかと思うんですけども、2018年に「みんなの鹿角家」という関係人口創出事業を実施しております。これはいわゆる家族、鹿角家という、このまあ事業のですね、家族になると家族証がもらえる。証明書ですね。あと家族通信、メールなどで届く。家族会議に参加できるなどのこうした特典を付与して、家族を募集したわけなんです。こうした取り組みは八峰町で多分やってませんよね、今まで。いいことはどんどん真似していけばいいと思うので、八峰町版のこういう関係人口創出事業をやったらいかがかなと思います、その辺について見解を伺います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 関係人口の創出にまずつきましては、昨年、その前も実施しました半農半X事業、先ほども答弁いたしましたけども、これもその関係人口創出の一つの事業だというふうに私も捉えております。で、県の方でもですね非常に効果があったということをお認めしております、そういったことから町としてもですね、町単独で今年事業を継続したところでございます。

また、2018年の「みんなの鹿角家」の話につきましては、私ちょっと勉強不足で分からないところありますけども、そういった議員ご指摘のとおりですね、ほかの市町村であつてもいいものは八峰町でもどんどん取り入れて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 是非、町単独でも実施して、もう少し規模を広げてやっていただければと思います。交流・関係人口についてはこれで終わります。

次に、観光についてでありますけども、交流人口・関係人口の増加と観光は非常に密接に結びついているものと思います。これ別々に対策を立てるのではなくて、まあ大きな枠組みの中で、どういうふうに交流・関係人口を増やして観光客を増やし、そして魅力を高めていくか、これ一体で議論していかなければならないと思います。

私が今回この質問で一番メインとしたこの趣旨ですが、民泊というシステム、民宿とは違い、民泊ですね。これ例えば世界的に有名なシステムでエアビーというのがあります。エアビー。担当者の方お調べになったかと思いますが、インターネットで予約ができるシステム、まあこれはどこでもありますけど、要するに民家の空き室ですね、一室、使っていない民間の空き室とか、例えばアパートの一室とか、そういうものを宿泊の場所として提供できる、そういうシステムなんです。で、まあ地方の場合で言いますと、例えばふるさとを離れて、親も他界し、空き家になった実家だけが残ってしまった。そういう場合は多々ありますね。あるいは子どもが独立して夫婦だけになった。そういう世帯で、かつては子どもが使っていた部屋が今、空き部屋で物置になってしまっているとか、そういう事例たくさんあると思うんですが、探せばかなりの数の、十分使えるけれど使っていない家や部屋が町内にもあるのではないかと思います。まあこれですね、普通の民家でも一室だけでも宿泊用に使うことができる、これが民泊というシステムなんです。本町でもこういう民泊システムに興味を持ってる方いらっしゃるんですよ。で、まあ御所の台エリアのようにね大規模に再開発して、北東北を代表するそういう観光施設、それを目指すのもあり。でもその一方で、个性的で地域住民との例えば文化的な交流ができたり、深いコミュニケーションが図れる。そしてどこにもないオリジナルな旅を可能にする。まあこういうことが、まあ先ほど町長の答弁にもありましたが、多様化してます、観光のニーズ。ですから、八峰町で例えば民家の一室を使って、オーナーさんと一緒にご飯を食べて、で、地域の物語を教えるとか、そういう交流が可能である。それをインターネットに載せれば、それを目当てに、まあわざわざ外国からやってくるお客さんもいらっしゃるわけですよ。

ですから、これから観光も大きいものばかりでなく、小さくて多様なもの、これが地域にどれだけあるか。それを点在しているだけではなかなか観光産業の大きな発展は見込めないで、やはり地域内の移動手段、これも必要になってくるとは思いますが、と

りあえずはこの民泊、これを、こういうシステムがあるということを行政として周知していったらどうかと思うんです。お金はそんなにかかんないんですよ。投資するのは民家です。個人です。ただ、その周知をして、例えば初期投資ですね、初期投資はある程度はかかると思います。そこに対していくらかの補助をすとか、そういうやり方が可能ではないかと思うんです。あと、住宅宿泊事業法ですね、これをクリアする必要はありますけども、それほど難しいものではなかったと思います。旅館何だ、宿泊業とかその他の法律に比べるとそれほど難易度は高くなかったと思います。

で、こうした空き部屋を有効活用することで、例えば年金生活者にとっては副収入を得られることになりまして、サイドビジネスも可能なわけですよ。もちろんその年間の営業日数180日が上限とかそういうものはありますけども、180日を超えてやりたいと、それくらいの意欲があれば本格的に民宿なりやればいいわけで、この範囲内でやりたいという人はおそらく探せばいるのではないかと思います。まあ空き家で放置しておくよりも、少しでも収入が得られるとなれば、そのふるさとを出ていった人でもね、ちょっと挑戦して、これやってみようかなという人もいるかもしれません。で、空き家対策にもなりますし、行政としてもメリットがあるはずだと思いますけども、その点いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） まず空き家につきましては、先ほど笠原議員のご質問にもお答えいたしましたけども、いずれ空き家活用株式会社との連携、あるいは奈良議員のご指摘のような民泊の活用の仕方、いろんな活用の仕方あるかと思いますので、そういったところをまず研究しながら、まあ多様化する観光に向けてですね、しっかりと対応できるような、まずは仕組みづくりをしていきたいなというふうに考えております。

また、その空き室につきましては、当然ながら住んでる方がいてですね、そういったことをこう、そのシステムの使い方、あるいはその費用等かかるかもしれませんが、いずれ、すいません、私、現時点でですね、そういったところをまだしっかりと把握していないところがございますので、そういったところをしっかりと勉強した上でですね、まあ今後の取り組みをしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） 今日の魁に載ってましたが、訪日客、いわゆるインバウンドで

すね、訪日客増へ新コンテンツということで、本県関係の6県が観光庁の補助事業に採択されたという記事が載っておりました。その中にすね、男鹿市のクラフト酒醸造所の「稲とアガベ」っていうのがあります。堀内町長、多分お酒好きなんで分かるかと思うんですけど、非常に意欲的にいろんな事業を展開しております、「稲とアガベ」。で、この市内の観光業者と連携して富裕層向けツアーの開発、富裕層向けだそうです。それから、北秋田市の伊勢堂岱遺跡っていうのがありますね。ここをイギリスのストーンヘンジという巨岩の遺跡があります。その繋がりを生かした事業に、京都市の一般社団法人世界文化遺産地域連携会議、ここが取り組むと、こういう事業もまた採択されております。

この非常に多様で個性的な観光メニューが最近どんどん出てきまして、当町も資源は魅力的なものがいっぱいありますよね。豊かな自然と、あと、もちろん魚がおいしいし、川と海と山があって自然には恵まれて、食べ物もおいしいし、まあそれから、そうですね、夕日も美しいと。で、日本ジオパークに登録されている。そういうの、町全体がジオパークであるという、それは大きな売りになると思います。ですから、こういうものをこう生かした観光メニュー、これを作ってください、あとはやっぱりその移動手段、これがどうも、移動手段と宿泊施設の少なさ、これがネックになっていると思います。この移動手段の解決ですね、これは是非本気で考えていただきたいんですけども、まあデマンド型タクシー、これの有効活用、これを観光客にも使っていただく、これはもうもちろん進めていただきたいんですけども、山本酒造がすねツイッターでこんなことをつぶやいてたんですけど、レンタサイクルを始めますと、カフェで。まあその自転車は2台しかないんですけど、随分おしゃれで高級な自転車なんですよ。何かクラウドファンディングで買ったみたいなんです。ですから、そういう非常にこう個性的で、「あ、それがあるんなら行こうか」と思える、そういう施設にお客さんはわざわざ不便なところでも行くんですよ。あと、山本はこれからランチの提供も考えてるし、宿泊施設も考えてるということでした。となれば、ますますその多様な施設が増えていくということになるんですが、その移動手段ですね、デマンドタクシー、山本のようにレンタサイクル、こういうものを考えていかないと、その町内移動が難しいので、いくらコンテンツがあってもお客さんはちょっとこの足を踏むんじゃないかと思うんです、来るのに。で、その移動手段については、町長は今後どのようにしていきたいと考えてますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀

内町長。

○町長（堀内満也君） 先ほどご質問にお答えしたようなデマンドタクシー、これは当然活用していきたいというふうに考えておりますし、そしてまた本町、幸いにも五能線、まあ本数は少ないですけどもございます。こういった活用、公共施設の活用、さらには町内バスの活用、さらにはですね、まあハタハタ館なんですけども、ハタハタ館の宿泊客に対しては山本まで送迎するような取り組みをしていきたいというような話を聞いてるところでございますので、そういったところも使いながら、その町内移動を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） レンタサイクルの事業のあきた白神体験センターでやるということは、これは可能ではないでしょうか。いかがですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。菊地白神体験センター所長。

○あきた白神体験センター所長（菊地俊平君） 奈良議員の質問にお答えします。

まだセンター内ではそういった検討はされていませんので、今いただいた話をセンターに持ち帰って、スタッフで話し合いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質問ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） ええ、是非よろしく願いいたします。

では、これで最後の質問になりますけども、町長の考えていらっしゃる観光、そして交流・関係人口の増大、これらについてのグランドデザインというのか、大体のビジョン、これについて是非お聞かせいただきたいと思います。夢の希望のある答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） ご承知のとおりですね、この八峰町には世界自然遺産「白神山地」、そしてまた雄大な日本海、こういったものに加えまして、3月にオープンした山本のカフェ、あるいは「輝サーモン」も相当人気がございます。こういったものをですねブランド化して行って、観光コンテンツをどんどんどんどん広げていきたいというふうに考えております。

さらにですね、まあご承知のとおりでございますけども、今、御所の台エリアにおい

てですね、ホテル、あるいはカフェを含めたですね、ショッピングができるようなかなりの施設を計画しているところでございますので、そこを一带をですね北東北を代表するような観光地に仕上げたいって、八峰町全体でこう盛り上げるような、そんな観光拠点になるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 3番議員、ほかに再質問ございませんか。

○3番（奈良聡子さん） ありません。

○議長（皆川鉄也君） これで3番議員の一般質問を終了いたします。

次に、8番議員の一般質問を許します。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8番、通告に従い、3点について一般質問を行います。

まずはじめに、臨時交付金を活用して生活支援についてということで伺います。

地方創生臨時交付金1.2兆円増額されました。低所得者支援枠5,000億円は新たに創設され、非課税世帯一律3万円を給付することが補正予算で決議されました。給付方法は市町村の裁量で変更することができますが、補正予算で非課税世帯一律3万円給付となりました。推進事業メニューは7,000億円で、事業者支援と生活者支援があり、補正予算で1万円購入で1万3,000円分の利用できるものを7,000発行することも決議されました。実施計画は5月29日の第1次締め切りで、交付決定は7月中となっております。

推進メニューは、生活支援と事業者支援があります。生活支援のことで伺います。

裁量権がありながら毎行っている非課税世帯とプレミアム券の発行では、町全体に恩恵が行かないのではないのでしょうか。プレミアム券を家族分、商工会に申請しても、2万、3万の初期費用がかかります。町内の利用に限られていますので、資金がある方や事業者には向いていますが、子育て真っ盛りの低所得者世帯では、今困っていることを支援してほしいと思っているのではないのでしょうか。学校給食費もその一つです。半額になってますが、兄弟で学童をもつ世帯は家計に響きます。高校生の通学費は、JRの利用は限られています。それ以外の高校生は、車での送り迎えを余儀なくされます。そこでガソリン代の支援など考えられるのではないのでしょうか。子育て世帯で働いてる親御さんは、非課税ではありません。せめて所得割非課税世帯の支援も考えられるのではないのでしょうか。

第2回実施計画提出期限が10月の2日となっております。第1回で満額利用を使い切ってしまったのでしょうか。

いずれ生活は非常に厳しい状況になってます。5月、6月は税金の支払いが大変だと

か、年金から介護保険を引かれて生活できない。やむを得ず、繋ぎに社協の助け合い資金を借りようとしても、このところ返済が滞っている人が多く、新たな申請を受けることが大変難しいということをおっしゃっています。これらのことを考えるならば、臨時交付金だけではなく、町としての対策もとらなくてはならないのではないのでしょうか。

以上、町長の考えを伺います。

2 問目の乳幼児保育の充実について、3 項目について伺います。

1 つは、乳児保育の場合、哺乳瓶を3本持参していると伺いました。家庭から持ち込んだ哺乳瓶は、園でどのように扱っていますか。園から家庭に返す時の処理法はどのようになっているのでしょうか。一番大事なことは、消毒が完全に行われているかです。人為的な食中毒はあってはなりません。働くお母さんたちは、園に子どもを連れてくるまで準備支度にやらなければならないことがたくさんあります。負担軽減はもちろんです。衛生面から公立の役割として園で哺乳瓶を用意することを考えませんか。

次に、アレルギーの乳児は特定のミルクが必要です。これは値段が非常に高くなっています。アレルギー用のミルクを園で用意しているのか。今までのアレルギー対策についての考えを伺います。

最後に、3歳児以上児の給食は副食のみです。乳児から2歳児までは、ご飯を炊いています。3歳児以上にご飯を与えるには、1合から三、四人分はとれるのではないのでしょうか。30人分を多く見ても7合も追加して炊飯すれば、出来立ての完全給食が食べられます。国は、この分の予算を組んでいません。一般会計から子育て支援として持ち出すには、ほんのわずかな予算でできます。このことを何度も質問してきましたが、今まで全く同じ答弁です。弁当持参は親の愛情と言われます。小・中学生が完全給食で、親の愛情は求めています。町の愛情で園児全員に炊き立ての温かいご飯を提供しませんか。

このことについては、町長にも伺いたいと思います。教育長にもよろしく願いいたします。

最後の項目の随意契約の要綱の変更と随意契約の公開について伺います。

建設課職員2名は、21年度分、22年度分、2件を業者委託料に77万1,100円、見積もり額の水増しした背任行為で新聞・テレビで放映され、全町民が衝撃を受けました。どうしてこのようなことが起きたのか、徹底検証しなくてはなりません。会計年度職員でベテランの技術者と採用間もない職員との関係を上司が見抜いていたのか。町民の公僕

として基本的なモラルがあったのか。疑いたくなります。それと、このような事件を発症させる温床が町当局の管理体制にあったのではないかということです。

随意契約の項目には、目的、方法、決裁とあります。目的では、「随意契約は、地方自治法施行令第167条2の規定に関する限り、例外的な随意契約ができる」云々。「契約行為には十分留意し、適時適正な運用を努めることが望ましい」とあります。末尾の「望ましい」ではなく、もっと強い表現で「努めなければならない」と書くべきではないでしょうか。「随意契約には、別冊の八峰町随意契約ガイドラインを参考にする」とあります。ホームページには載っていません。

方法には、「特別な事情がある場合を除き、2社以上の見積もり予定価格を定める」とありますが、今までこのことは守られてきたのでしょうか。町長はガイドラインの見直しを管理職員に通知してありますが、要綱を守っていれば防げたことではないですか。要綱の内容を見直してガイドラインを厳しいものにし、職員にモラルをきちんと教育することが大事ではないでしょうか。

他市のガイドラインは、8ページや12ページに分かりやすく載っています。その中にはもちろん契約見積もりは複数や3社と決めています。再発を防ぐには、随契の公開だと思います。最新版では、大津市、2023年4月から公開しています。また、鶴岡市随意契約のガイドラインは、令和3年9月とあります。12ページにわたり、最後のページに「随意契約利用」の公表と題して、公表対象、公表項目、公表時期及び公表期限とあり、公表方法は「鶴岡市ホームページにおいて公表する」とあります。ネットにはいろいろ載っていますが、事件が多く発生していることの現れだと思います。近年、改めて随契のあり方も見直しているものだと私は思っています。

八峰の財政は60億円あまりです。職員の賃金や福祉事業計画の実施費用を除いて、ほとんど業者繋がりで成り立っています。それゆえ、各自治体は業者癒着を避け、不祥事を生じさせない土台づくりに工夫がされています。今回の不祥事は、議会軽視された面が多々ありました。チェック機能を果たすのが議会の任務です。ガイドラインを示して、一緒に二度とこのような事件が起きないように対策を考えることが必要ではないでしょうか。

以上、町長の考えを伺います。

○議長（皆川鉄也君） 休憩いたします。午後1時より再開をいたします。午後1時から当局の答弁をお願いをいたしたいと思っております。

午前 11時39分 休 憩

.....

午後 1時00分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中の8番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「臨時交付金を活用した生活者支援」についてであります。

交付金の「生活支援」と「事業者支援」の内容につきましては、第1回実施計画は、交付金の早期交付を希望する場合に限り提出することとなっており、町では、国が「低所得世帯支援枠」の事業費の算定として示している「住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を支援する分とその事務費分」のみを提出したところであります。

また、今議会の一般会計補正予算に、「推奨事業メニュー」として、稲作農家やしいたけ農家、漁業者への支援に加え、町内商店等への支援としてプレミアム付商品券発行事業補助金等を追加補正しており、これらを追加し、第2回実施計画を提出する予定としております。

なお、今回の事業費で既に町に示された交付限度額を超えていることから、議員ご提案の学校給食の無料化や高校生の通学費の補助につきましては、見送りたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

次に、乳幼児保育の充実のうち、幼児保育の主食についてであります。

現在、3歳児以上の主食をご家庭からお持ちいただき、こども園で保温した後、給食時に供しておりますが、これは、国の方針に従って実施しているものであります。一方で、本町においては相当に少子化が進んでいる現状もあります。

ご承知のとおり、少子化対策と子育て支援対策は異なるものでありますが、今後、国による異次元の少子化対策や町の財政状況など、総合的に勘案しながら、対応を検討してまいります。

次に、随意契約についてありますが、このたびの背任事件の発生を受けて、随意契約の取扱いについて、職員に対し「八峰町随意契約ガイドライン」に準拠した、より厳格で適切な取扱いを指示したところであります。

1点目の「取扱要項の表現の変更」については、ご指摘のとおり、より強い表現に改めてまいります。

2点目の「2社以上の見積もりによる予定価格」については、見積もり競争方式で行う随意契約については、これまでも要項の規定を遵守して運用しております。

3点目の「随意契約の結果の公表」については、5月から、財務規則で定める少額随意契約の基準額以上の特命随意契約について、ホームページで公表するよう取扱いを改めたところであります。

4点目の「ガイドラインのホームページ掲載」については、会計年度任用職員を含む全ての事務職員を対象としたコンプライアンス研修のほか、コンプライアンスマニュアルの作成を計画しているところであり、まずは、これらの対策を実施してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） それでは、私の方から見上議員の1問目のご質問にお答えいたします。

現在、ゼロ歳児クラスのお子さんをお預かりする際には、ご家庭で使用しているミルクと同じ物を園で準備していますが、哺乳瓶等は、ご家庭から1日に使用する本数をお持ちいただいております。使用後は洗ってお返しし、ご家庭で消毒乾燥の上、翌日お持ちいただいております。

しかしながら、保護者の育児負担の軽減、そして安心・安全な保育環境を考慮しますと、今後、哺乳瓶等を園で準備する方向で検討いたします。

次に、2問目のご質問にお答えいたします。

ミルクは子どもにとって唯一の栄養源ですが、乳児のアレルギーで考えられるものの中にミルクアレルギーがあります。また、アレルギーとは異なりますが、ミルクに含まれる乳糖成分に対する耐性が生まれつき身体に備えられていない体質による乳糖不耐症というものがありますが、現在、このようなお子さんは在園しておりません。

お子さんのアレルギー疾患に関しましては、入園申請の際に医師の診断書等を提出していただき、指示内容を園と保護者で確認し、これに沿った対応に努めております。

続いて、3問目の質問にお答えいたします。

先ほど町長も答弁いただきましたが、安心・安全な保育環境を考えますと、完全給食は、同じ器で同じ給食を食べることができ、ご飯も炊き立ての温かいおいしい状態で食べてもらうことができると思います。また、栄養士の献立の自由度が上がることも考えら

れます。

こうしたことから、今後、3歳児以上の完全給食への対応を検討してまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、1問目の臨時交付金を活用して生活者支援について、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まずこの一般質問の通告は、6月6日締め切りでした。で、6月6日、議案の告示になってます。ということは、どうしても質問したことと、それから議案とがすれ違うことが今回の場合ありました。やはり6月1日の全協で、特にこの臨時交付金、どういうふうに使われて、どういうふうにやったらいいかっていう、5月29日までの締め切りですけれども、これをやはり全協に提出するべきではなかったかと思えます。今後、こういうものについては、全協での議案提案に対する説明を求めたいと思えます。

そして、まあ決まってしまったことですので、通告とちょっと違ってしまいますけれども、ただ現状としては、この7,000億円の生活支援費、まあプレミアム券を総合してやることですが、ただもうちょっとやっぱりいつもの同じパターンではなくて、今回特に物価高騰を銘打ってますので、物価高騰による、もうちょっときめ細かい支援、ありきたり、ありきたりって言えばあれですけれども、これも大事なことなんですけれども、もっとやっぱりいろんな要求があると思うんです。で、この何にでも何にでも使って、裁量に任せることになってますので、物価高騰による小・中学校の保護者の負担軽減のため、学校給食費の支援や、子ども食堂やヤングケアラーの配食支援も可能というふうになっております。そういう意味でも、今、町の現状はどうなのかっていうことを伺うためにも、私たちに決定する前に通知してほしいなと思えます。

この点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回、予算の提案と、そしてまた全協で詳細にお伝えできなかったというところが、このすれ違いがあったというところがございますので、今後、全協の場でもしっかりと内容を精査してお示ししたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 第1回目の5月29日で全部使い切ってしまったということです。

けれども、今後ですね電気料金は国の支援が9月で終わりました、25.4%値上げされます。今でも本当に大変な状態ですけれども、これが行われたらどういうふうになるでしょうか。物価がどんどん値上げりして大変な状態になると思います。そのための支援というのが、もう今ここでは行われなかったなということです。

そして、テレビでも報道されましたけれども、生鮮食品を除いた物価指数は秋田県で2位です。たまごや靴とか、まあ衣類とかいろいろ入りますけれども、こういうふうに物価が値上がりしてますと、子育てをしてる人たちには本当に物を買うにも、靴もすごい高いですね。子どもたち今、1万、2万の靴、スポーツ靴とか履いてると思うんです。そういう意味でも、これは交付金だけではもう間に合い切れない。町の方では、子育て支援とか物価の値上がり、国の臨時創生を待たないで何か対策を考えないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いろんな物の値段が、電気代だけでなく、いろんな物の値段が上がっている中で、子育て世帯だけでなく、ここに住む全ての方々が非常に苦労しているというふうに私は認識しております。そうした中で、この八峰町の基幹産業であります、まずは農林漁業の方々にご支援、そしてまた非課税世帯にご支援というようなことを選んで今回ご提案したところでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに1問目の再質問ありませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町全体が今、本当に物価高騰で大変になっているのは分かります。私はどうしてもやっぱり事業者とか農業とかそちらの方はそちらの方たちが一生懸命質問して町の支援を深めていく、これは当然。私はどうしても子育て支援の立場からこれを述べざるを得ません。私はその意味で本当に大変なことをよく受け止めて、今後の政策に取り組んでいただきたいと思います。

1問目の質問は、これで終わります。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の質問に対し、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 教育長の方から、本当に質問してよかったなと思ったことは、ミルクは園で用意してるので、哺乳瓶については、やはりどう考えても、能代市でも行ってますけれども、どう考えても一番6カ月未満はもう病気になりやすい、感染しやすい、大変な、そして母乳から免疫がとれて、で、自分で自分の体をこうコントロール

していくのに大変な状態、6カ月未満はあります。そこでやっぱりできるだけ衛生的に、そして絶対食中毒が起きてはならない、そういう意味でも、是非すぐにでもこの哺乳瓶を町で用意することに取り組んでいただきたい。前向きな検討、本当によかったと思っています。

そして、ミルクですけれども、今まで、今はいないということですから、アレルギーのミルクね。私の孫も大変なアトピー性皮膚炎でしたので、ミルクは別口で高いのを買ってました。で、まあこれが保育園にもアトピー性皮膚炎とか、それからアレルギーの持った子どもがいると思うんです。今はいなくとも、過去にこういう事例がなかったのか。分かってたら教えてもらいたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

ミルクのアレルギーに関しましては、過去にあったかと思えます。で、あった場合にも、不耐用の対応したミルクを提供しておりましたので、万が一この後、今、対象のお子さんいませんけども、この後発生した場合はそういう形で対応したいと考えております。

あとそれから食物アレルギーについては、若干のお子さんはいらっしゃいます。これにつきましては、先ほど回答したように病院の方からの診断書等を出していただきまして、その指示に従って対応の食材等提供しております。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） アレルギーの乳児が入園した場合、それに合わせたミルクは園で用意するということですね。お願いします、返事を。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） はい、見上議員のご質問のとおりです。こちらの方でご準備いたします。

○議長（皆川鉄也君） 乳幼児の保育の充実について、再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 町長の方からは、総合的に勘案して国の方針に従ってってことで、完全給食ではなくて弁当を持参してもらってってことだったと思うんですけ

れども、教育長の方からは、炊き立ての温かいご飯を子どもたちに与えたい。小・中学校と同じような給食弁当を与えたいという、こういうふうに私、今理解しましたけれども、そのところはっきりともう一度お願いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。鈴木教育長。

○教育長（鈴木洋一君） 思いは先ほどお話したとおりですので、あとは、いつこう実施できるかについては、いろいろこう周りとは相談しながら、できるだけ早く実現に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非検討していただきたいと思います。こういう事例は、もし八峰町でやられますと全県的にも周りに非常にいい影響を与えたいと思います。これから暑くなるに当たって、やっぱりうちからご飯を持ってくる。まあ朝、パンを食べる人もいるでしょう。そういう家庭は前日のご飯になってしまうかもしれません。そこら辺の点検は、園では分かり切れません。そういう意味でも安心した食事を子どもたちに与える意味で、炊き立てのご飯というのは、乳幼児には味覚がちょうどこう分かってくる時期で、本当に保育園のご飯はおいしいんだっていうのを実感させてもらって、秋田に育ってよかったというこういう思いを是非早期に実現してほしいと思います。答弁は要りません。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、3問目の随意契約の要綱の変更と随意契約の公開について、再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 要綱の中の「望ましい」を改めるということで、これは是非、もうちょっと本当に強い口調で行ってほしいと思います。

それで、ちょっと分かりづらかったんですけども、この随意契約の結果ですねホームページに報告するというのは、見積もり業者、見積もり額、2社、3社の結果という、そういう段階のことなんでしょうか。もう一度ちょっとお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○和平総務課長（和平勇人君） 見上議員のご質問にお答えをいたします。

公表の内容につきましては、指名競争入札と同様に見積もり調べというものを作成しますので、この結果を公表するというので、落札業者、まあその見積もりを出した業者と、それから金額、これらを公表するというのでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに再質問ございませんか。8番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） まあこういう不祥事が起きたっていうことは、本当に非常に残念です。本当に若い職員は被害を被ったのではないかと思うくらい、本当に気の毒な事件だったと思います。それをやはり職員、ベテランのその技術者、会計年度職員ですので、まあ二、三年前に入ってきたのか何年前に入ってきたのか分かりませんが、こういう職員と若い職員が組んで、何かこう上司の人たちは感じなかったのか。そういうところがちょっと疑問であります。答弁はありませんでしたけれども、そういうことも含めて、町長はコンプライアンス研修を行うということですが、町民に示すにはですね、コンプライアンス研修を行うんだという、まあ北羽にも大見出しで出てます。ですけども、町民の皆さんは何のことか分からないと思います。どういうことなのか。町長は何を再発防止のためにやろうとしているのか。これは法の遵守、まあ条例とか規則とかそういうものを遵守するのを、民間に、保険の会社に私は丸投げしているのではないかと思います。で、町長個人として、これ町長の立場としてですね、職員の皆さんにどういうことを指導、あってはならない、このことをどういうふうに指導したのか。まあ町民の公僕として広く公共公衆に奉仕するんだと。町の利益に奉仕するんだということをお話されたのか。コンプライアンスということをお話されると、企業に多く使う、企業がまあいろんなことが起きた場合に、かなり長い文書で講習を行うということだと思ってるんですけども、まあ小さく市町村の場合は、条例、それから規則の順守ということ。条例・規則の順守は当然、条例と規則で職員は働いてますので、それは当然のことです。それ以外にですね、町長として職員に対してどのような、こういうことを起こさないための訓示といいますか、研修といいますか、そういうことを行ってきたのか。これからもどう思っているのか。そのことについて伺います。

○ 議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○ 町長（堀内満也君） 今回の事件につきましては、本来、見上議員が言ったようなコンプライアンスは職員全てがしっかりしてなきゃいけないということでありましたけども、それを破った職員がいるということで今回の事件が起こったというふうに認識してございますので、私の方からは、法令遵守、いわゆるコンプライアンスを徹底しましょうというところを再度申し上げたところでございます。

○ 議長（皆川鉄也君） 8 番議員、ほかに 3 問目の再質問ありますか。8 番見上政子さん。

○ 8 番（見上政子さん） やはりそういう、まあ条例・規則を破ったということで、そのことについてコンプライアンス研修を行うということですが、その温床となる町

の体制はどうだったのか。町長が示したのは、管理職への随意契約ガイドラインの運用の見直しについて通知して、複数回見積もりを徴することの通知をA4の紙1枚で表しています。それだけでは違うんでないでしょうか。もうちょっと、町民の皆さんはそれ納得するでしょうか。どうしてこういうふうなことが起きたのか。そして、職員のどこにその体質の問題があったのか。そういうことについて、条例・規則守るのは当然のことです。そういう体制に何か問題があったのではないかということについてはどのように考えますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 繰り返しになりますけども、今回の事件、やはり法令をしっかりと理解していないというところが一番大きな原因だというふうに私は捉えております。そういったところで、やはりその法令をしっかりと勉強しましょうというところ、あるいは、繰り返しになりますけど、そういったところを研修の中で学んでいきたいと思いますというところで、今回コンプライアンス研修を行うところでもあります。

併せまして、現在、コンプライアンスマニュアルの作成を計画しているところがございますので、そういったところで職員の法令遵守を努めてまいりたいというところがございます。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに3問目の再質問ありますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） ガイドラインについては、ネット上では公表してませんが、ほかの、多分不祥事が起きて改正されたと思うんですけれども、大変詳しいガイドラインが載っています。東村山総務部とか、それから先ほど言いました鶴岡市の契約管財課、かなりのページ数でこのように、こういったこれだけのインターネットから取ったんですけれども、こういうのは何か前は公表すると事業所に有利になるとか、これは公表しないんだというふうなことの何か説明が前副町長からあったみたいなんですけれども、今後、ガイドラインについては是非公表してインターネットに載せる考えはないですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 秋田県にですねコンプライアンスマニュアルが作成されてホームページで掲載しているところでもありますけども、それ私作ったものであります。そういったものをですね町の方でもしっかりと作って公表していきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 是非、まあ県と町とはちょっと違うと思いますが、もっときめ細かい、モラルを含めたガイドラインを是非作ってですね、私たちにも公表してもらいたいと思います。今回の場合、私たちの議会にはそういうものが、マスコミが先に一報して私たちが後で知るというふうなこともいろいろありました。私たち議会はやっぱりチェック機能を果たすのが議会です。で、一緒になってですねガイドラインがこれでいいのかどうなのかとか、こうしていきたいということを是非逐一議会にできるだけ公表してですね、一緒に取り組んでいこうという、こういう構えを行ってほしいと思いますが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） もちろんガイドライン、あるいはコンプライアンスマニュアルも含めて、出来次第、議員の皆様にお示ししていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（皆川鉄也君） 8番議員、ほかに再質問ございますか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） まあくどくなりますけれども、やはり町のほとんどはもう事業者と密接に繋がっていかないと業務を行うことができない、こういうのが地方自治体だと思います。そこで不祥事も発生してきやすい基盤が生まれてくると思います。是非そういう意味でも、二度とこういう不祥事を起こさない、こういうことで町職員、そして皆さんでこの管理体制をしっかりと行ってほしい、これが願いであります。答弁は要りません。よろしくお願したいと思います。

○議長（皆川鉄也君） これで8番議員の一般質問を終了いたします。

次に、7番議員の一般質問を許します。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 7番腰山良悦です。最後になりましたが、通告によりまして質問させていただきます。

1問目であります。町民の生活支援についてお尋ねします。

この質問が、今議会に提案され可決された第48号補正予算、電力・ガス・食料品等高騰重点支援地方交付金事業と前後するわけではありますが、要旨に基づき質問させていただきます。

今年に入り食料品・日用品等が軒並み高騰しており、また、今月からは電気料金が大幅な値上げになりました。ほとんどの人が影響を受けていると思います。国から今年度

は通常の臨時交付金のほかに、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金があると伺っております。今後、国にどのような実施計画を提出し、町民の生活支援を図るのか伺います。

2 問目であります。フォトコンテストの実施について伺います。

コロナ感染症も5類に移行し、旅行する人も以前に戻りつつあります。これを機会に町を積極的に発信し、観光振興等を図るのにネット等の媒体を利用され、フォトコンテストを町主催でやってみてはどうかと思うが、当局の考えを伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
堀内町長。

○町長（堀内満也君） 腰山議員のご質問にお答えします。

はじめに、「町民の生活支援について」であります。

国では、電力・ガスをはじめとするエネルギーや食料品等の物価が高騰し、生活者や事業者が影響を受けていることから、必要な支援を実施できるよう「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として、予算が措置されたところであります。

このたび町へ交付される交付金につきましては、これまでに実施してきました新型コロナウイルス感染症対策ではなく、全て「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として交付されることとなっております。

交付金の内訳としましては、「低所得世帯支援枠」と「推奨事業メニュー」となっており、「低所得世帯支援枠」につきましては、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業であり、また、「推奨事業メニュー」につきましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業で、効果的と考えられる推奨事業メニューが提示されております。

今議会の一般会計補正予算には、住民税非課税世帯に3万円を支援する事業を計上しているほか、プレミアム付商品券発行事業補助金や稲作農家への肥料価格高騰対策、しいたけ農家への電気料金高騰対策に加え、漁業者への燃油高騰対策などを計上しており、これらの事業を実施計画として取りまとめ、国へ提出し、町民の生活支援と事業者支援に努めてまいります。

なお、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」とは別の財源で、低所得の子育て世帯に対して、児童1人当たり5万円を支援する子育て世帯生活支援特別給

付金事業を計上しております。

次に、フォトコンテストの実施についてであります。町では平成25年度に、白神山地世界遺産登録20周年記念事業として「八峰八景写真コンテスト」を実施しております。町の自然風景や伝統行事に加え、農林水産業の営みや町に暮らす人々の生活など、町の魅力ある場面を収めた写真を募集し、応募していただいた作品をポスターやパンフレットに使用するなど、観光振興に繋げてまいりました。

また、現在、ハタハタ館を会場に「須藤昌人3H写真展」が開催されており、半世紀前の八森の様子を写真で紹介し、好評であると聞いております。

こうした状況や、コロナの5類移行後における八峰町への旅行者も増えてきていることも踏まえ、フォトコンテストを行うとなれば、撮影のために町を訪れていただく人の流れも期待できるものと考えております。

このため、趣旨や活用のあり方を観光協会等の関係機関と協議しながら、コンテスト開催に向けた検討を進めてまいります。

以上であります。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、1問目の町民の生活支援について、再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今回のこの事業なんです、交付金の事業なんです、私の考えとしてはですね、まず何といいますか、価格高騰支援交付金ということですので、本来であれば確かに農家、それから漁家、それから事業を営んでいるそういうところの支援ももちろん必要なんです、この電気・食料品となるとですね、一般の人といいますか、それに、その支援を受けられない一般の一般家庭ですかね、サラリーマン家庭といいますか、そういう人方へは一つも何もそういう支援がないような気がするんですね。確かに推奨メニューということで今回それを考えたと思いますが、それ以外にもやはり町民にとって有効な支援であれば、それにこだわらずに全部の町民に行き渡るようなそういう支援をしてほしかったと思っております。ただ町としてそういう話し合いする機会がなかったものですので、結局、今回は何もお願いするといいますか、できなかったわけなんです、何かこの後またあるような、はっきりはしないんですけども、そういう支援があるような話もあります。そういうことで、今後またそういうのは、国の支援がありましたら、是非とも町民の今回恩恵を受けられない皆さんのそういう支援をして、そういう考えを、支援の考え方をさせていただければ幸いにと思いますが、どうでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの7番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回の国からの交付金につきましては、一般向けとしてはプレミアム付商品券事業、これについては一般の方々もご活用できるというふうに考えております。で、新たな更なる国からの交付金という情報は、まだ我々もこうつかんではないんですけども、もし仮にそういったものがあれば、また改めてどういったことで使えるのかというところも踏まえてですね、しっかりと検討していきたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに再質問ありますか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 今こんなことを決まったことを言うのもなんですけれども、自分も商売やっておりますですね、プレミアム商品券なんですけど、これは確かに非常に良いあれだと思います。消費喚起といいますか、そういう有効な手段であると思います。それで当初はですね、これ20%のプレミアム率で、5,000万円の販売額であったと思います。令和2年ですかね、まではね。それでですね、その時は財源は一般財源で全部賄っておったようです。結局、コロナがなかったということで、まずね、一般財源で当局は、八峰町は、その何といたしますか、よその市町村より早くそういう事業をやったわけなんですけれども、今回ですね、これを何といたしますか、一般財源から全部持ち出ししてですね、そしてその浮いた分ですね、まあ同じようなことなんですけれども、それで生活者の支援を、一般住民の支援もやってもよかったのではないかなと、今、私は思っておりますが、どんなものでしょうかといいますか、プレミアム商品券、一般財源から全部出していくのはやはり無理な相談ですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） 今回ですね、この国の交付金を全部こう充当できずにですね、不足分を一般財源で充当しております。で、一般財源と、その交付金を合わせて今回ご提案したところでございますので、まあ全てって言われるよりはですね、やはりこういった有効な交付金を使ってやった方が、まあ町の財政としても非常に助かるというところで、今回こういった形でご提案しているところでございます。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに1問目の再質問ありませんか。

○7番（腰山良悦君） ありません。

○議長（皆川鉄也君） 2問目の再質問ございませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） 以前にフォトコンテストをやったということ、ちょっと私すっかり忘れておりました、今回また提案したわけなんです、確かにいろんなイベントをやってですね人を集める、これもまた確かに必要なんですが、町を知ってもらうということがやはり一番の、何と申しますか、観光客に来ていただくためにはですね、それが前提ではないかなと思います。

それですね、そのコンテストをやることによって、いろんな人が八峰町に注目を集めると申しますか、そしてまた、それによってまず来ていただいて、そしてその後またそれを利用して、先ほど町長も言いましたようにポスターとか、それからパンフレットか、そういうので利用したり、まあそれ以外にまたいろんな展示会やったりとか何かそういう利用方法もあると思いますが、いずれやはりもう少し力を入れてやってみてはと私は考えております。何かさっき町長、検討してみますということで前向きな答弁でしたので安心しておりますけれども、もう一度重ねてそのあれを、町長の気持ちをお聞かせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。堀内町長。

○町長（堀内満也君） いずれ観光協会等としっかりと連携してですね、開催できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（皆川鉄也君） 7番議員、ほかに2問目の再質問ありませんか。7番腰山良悦君。

○7番（腰山良悦君） これは再質問とは言えないんですが、いや言えないのが再質問ってあれですけども、実は二、三日前ですけども、浜へ行ったんですよ。そしたらですね、若い女性が2人おりました。海辺に立っておりました。海の方眺めてね。そして立派な望遠レンズのカメラをね、それぞれ持っておりました。そして声掛けたわけなんです、何をしてるんですかと、まずね声掛けたんですけども、ちょっと掛けづらかったんですけども、まず声掛けました。そしたら、何か海鳥ですか、という話なんです。海鳥の生態を、野鳥の生態を今写しにきてると。それで私も野鳥というのはカモメだべかなと思ったんですが、青い鳥で、ちょっと待ってください。何かさ控えてあったけど何であつたかな、すみません、ちょっと……すみません、どうも。イソヒヨドリだかという鳥だそうです。それが何かその飛来してきて浜辺にいます。それを今撮りにきたということですね。それで私は地元においてそういうのは全然分からないんですね。それで、どこから来たんですかと聞いたら、青森から2時間かけて来たと、そういうような話してるんですよ。そして、いやまず岩館にばかりいるのかどうかそれは分かりませんけれ

ども、まだその津軽の方、深浦でもね、そっちの方でもいるんじゃないかと、そういう話したら、まずはっきりしたあれはね、返事はもらえなかったんですが、海の話したんですね。岩館の海はすごくきれいだと。いい海だという、そういう話してあったんですよ。そして、私また、何ていいますか、県境から深浦の方へかけてね、そっちの海が俺はきれいじゃないかという話したんですけども、いやそうでないと。岩館の海がきれいだと。八森の海がきれいだという話してあったんですよ。いやあ、そんなものかなと思ってね。それともう一つは、空、空がきれいだと。いやあ、空もきれいで、何ていいますか、その観察といいますか、その見るね、カメラを通して見るそういう人方のあれっていうのは違うのかなと思ってね、そして夕日ももちろんきれいだと。この夕日については、結構、道路を走ってる車が止まって、そして夕日を眺めてると、そういう光景はよく見かけることはありますね。あと、こういうもし写真のあれ、コンテストをやるようであれば、あなた方は応募しますかと。そして、それをどう思いますかというような話を聞いたんですよ。そしたら、いやあ、いいですねって。是非とも参加させてくださいというような話しておりました。

だから私は、やはりそういうマニアといいますか、たくさんいると思います。いろんな白神山地であれ、あるいは鉄道、五能線であれ。五能線の場合は特に小入川からの写真あれする人がたくさんおります。年中通しております。そういうことで、やはりそういう人方を集めてる、来てもらって、そして地元を知ってもらって、そして発信してもらおうと、そういうあれで是非とも力を入れて頑張っていたいただければ、是非とも実行できるように頑張ってください。よろしくお願いします。

以上、終わります。

- 議長（皆川鉄也君） 答弁はいいですね。
- 7番（腰山良悦君） いいです、はい。
- 議長（皆川鉄也君） これで7番議員の一般質問を終わります。

日程第3、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務民生常任委員会委員長から、付託中の陳情第4号について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。総務民生常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次回議会定例会まで審査し、報告をお願いいたします。

日程第4、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、八峰町議会会議規則第74条の規定により、次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、八峰町議会委員会条例第2条に規定する所管事項について、八峰町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和5年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

---

午後 1時55分 閉 会

